

(表)

景観形成方針適合協議書		令和3年 3月 1日
中津市長 あて 協議者 (施主) 住所 (所在地) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇-〇 氏名 (名称及び代表者氏名) 〇〇〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇 〇 〇 〇 〇 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
中津市景観条例第7条の規定に基づきにより関係書類を添えて、次のとおり景観形成方針適合協議の申出をします。		
1 行為の場所	中津市大字〇〇 〇〇番地	
2 用途地域等	都市計画区域 (無指定地域)、 準都市計画区域 、 その他の区域	
3 景観特性エリア	<input type="checkbox"/> 城下町 <input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 臨海工業 <input type="checkbox"/> 沿岸 <input type="checkbox"/> 郊外住宅 <input type="checkbox"/> 古代遺跡 <input type="checkbox"/> 郊外田園 <input type="checkbox"/> 山国川水系・名勝耶馬溪 <input checked="" type="checkbox"/> 中山間 <input type="checkbox"/> 森林保全	
4 地区の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 大規模な行為等届出地区 <input type="checkbox"/> 特定施設届出地区 <input type="checkbox"/> 中津城周辺景観形成地区 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 ()	
5 行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 風俗営業施設 <input type="checkbox"/> 給油取扱所 <input type="checkbox"/> 旅館業施設 <input type="checkbox"/> 飲食業施設 <input type="checkbox"/> 物品販売業施設) <input checked="" type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土石類の採取 <input checked="" type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 木竹の伐採及び移植 <input type="checkbox"/> 物件の集積等	
6 行為の期間	着手予定日 完了予定日 平成29年 5月 1日 平成29年 8月 31日	
7 変更前適合通知番号	〇〇年〇〇月〇〇日 中〇〇 第〇〇〇 号 ※変更のあった場合のみ記載のこと	
8 代理者及び設計者並びに施工者の住所、氏名		
代理者	所在地 氏名	〇〇県〇〇市大字〇〇 〇〇〇〇番地 (〇〇〇〇 〇〇) 建築士 (〇〇) 登録第 000000 号 〇〇〇〇 〇〇
	事務所名 電話番号	(〇〇〇〇 〇〇) 建築士事務所 (〇〇〇) 知事登録第 00-0000 号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
設計者	所在地 氏名	〇〇県〇〇市大字〇〇 〇〇〇〇番地 (〇〇〇〇 〇〇) 建築士 (〇〇) 登録第 000000 号 〇〇〇〇 〇〇
	事務所名 電話番号	(〇〇〇〇 〇〇) 建築士事務所 (〇〇〇) 知事登録第 00-0000 号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工事施工者	所在地 氏名 営業所名 電話番号	〇〇県〇〇市大字〇〇 〇〇〇〇番地 (未定の場合「未定」記入) 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (株)〇〇〇〇〇 建設業の許可 (〇〇〇〇) 第〇-0000 号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
処 理 欄	※記入しないこと。	

(裏)

9	行為の内容及び内容	建築物	種類又は用途		構造	造	
					届出部分	既存部分	合計
			敷地面積		m ²	m ²	m ²
			緑地面積	() (%)	() (%)	() (%)	() (%)
			延べ面積		m ²	m ²	m ²
			最高の高さ		m	m	※工作物・附帯施設を含む
			階数	造 階建て			
			建築物の附帯施設等				
			修繕、模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各部位の合計面積			m ²
				外観の変更部分の見付面積			m ²
9	行為の内容及び内容	工作物	種類又は用途	太陽光発電設備	構造	鉄骨造	
					届出部分	既存部分	合計
			敷地面積	28,000.00m ²	m²	m²	28,000.00m ²
			緑地面積	1,500.00m ² (5.35%)	m² () (%)	m² () (%)	1,500.00m ² (5.35%)
			建築面積	(パネル面積) 11,000.00m ²	m²	m²	11,000.00m ²
			最高の高さ	2.10m	m	m	※工作物・附帯施設を含む
			工作物の附帯施設等	引込柱 (高さ8m)、PCS			
			修繕、模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各部位の合計面積			m ²
				外観の変更部分の見付面積			m ²
			9	行為の内容及び内容	土地の形質の変更等	行為の区分	□開発行為 □土石類 () の採取 ☑土地の形質の変更 (宅地の造成、開墾、)
		届出部分				既存部分	合計
土地の面積	1,500.00m ²	m²				m²	1,500.00m ²
緑地面積	() (%)	() (%)				() (%)	() (%)
法面・擁壁の高さ	1.5~4.0m	m				m	1.5~4.0m
法面・擁壁の長さ	80.00m	m				m	80.00m
9	行為の内容及び内容	木竹の伐採及び移植	行為の種類	樹種 (ヒノキ)、 <u>伐採</u> 移植			
					届出部分	既存部分	合計
			行為の面積	3,300.00m ²	m²	m²	3,300.00m ²
			植樹及び緑化の計画	緑化面積 : 1,500m ² 緑化方法 : 芝、植樹 (ツツジ)			

物件の集積等	行為の区分	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物() <input type="checkbox"/> 再生資源() <input type="checkbox"/> その他()		
		届出部分	既存部分	合計
	土地の面積	m ²	m ²	m ²
	物品等の高さ	m	m	m
	集積等の期間	日間 平成 年 月 日～平成 年 月 日		
	擁壁・緑化の計画			

備考

- 「協議者」欄には代理者、設計者、施工者の方ではなく、行為を行おうとする方の住所、氏名等を記入すること。
また、届出者が公共団体、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 代理者が届出を行う場合は、委任状を添付すること。
- 「種類又は用途」欄は、建築物にあつては用途を、工作物にあつては種類又は用途（例 煙突、飼料貯蔵する施設等）を、工作物のうち柵及び塀にあつては種類（例フェンス、ブロック塀等）を記入すること。
- 「」のある欄は、該当する項目全てにチェックを入れること。
- 「高さ」については、特段の定めがない限り、地盤面から建築物、工作物、附帯施設を含めた最高の高さを記入すること。
- 届出の対象となる部分が複数ある場合は、「裏」を用いて、届出の対象となるそれぞれの部分について記入すること。
この場合、届出の対象となるそれぞれの部分が、敷地内のどこに位置するかが分かるように、配置図に物件番号（例：建-1，建-2，工-1，・・・等）を記入すること。
- 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。
- この協議書には、景観形成方針チェックシート、色彩計画書（建築物・工作物に限る。）の他に行為の種類に応じて別表に定める図面（行為の変更の届出にあつては、当該図面のうち必要なもの）を添付すること。

景観形成方針チェックシート
【大規模な行為等届出地区・特定施設届出地区】

事項 【ガイドライン頁】	景観形成基準	主に配慮した内容																												
建築物・工作物	<p>配置</p> <p>【P17】</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 既にまちなみが形成されている地域では、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に建て、通りに面してゆとりある配置とする。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く。)※推奨値；2階以下の部分は3m、3階以上の部分は5m以上</p>	<p>屋根線上、丘陵地または高台での設置を避け、周辺の景観の調和に配慮する</p> <p>敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽により周囲への圧迫感、威圧感を軽減する</p>																											
	<p>高さ形態意匠</p> <p>【P18】 【P19】</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> まちなみや自然など周辺景観と調和した高さ・形態・意匠とする。(目安を超える場合は、切妻屋根とするなど形態・意匠の工夫により周辺景観との調和に配慮する。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">用途地域名</th> <th colspan="2">高さの最高限度の目安</th> </tr> <tr> <th>階数</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">都市計画区域</td> <td>第1種低層住居専用地域</td> <td>3階以下</td> <td>10m以下</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>10階以下</td> <td>30m以下</td> </tr> <tr> <td>その他の用途地域</td> <td>5階以下</td> <td>15m以下</td> </tr> <tr> <td>無指定地域</td> <td>6階以下</td> <td>18m以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">準都市計画区域</td> <td>5階以下</td> <td>15m以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の地域</td> <td>4階以下</td> <td>13m以下</td> </tr> </tbody> </table>	用途地域名		高さの最高限度の目安		階数	高さ	都市計画区域	第1種低層住居専用地域	3階以下	10m以下	商業地域	10階以下	30m以下	その他の用途地域	5階以下	15m以下	無指定地域	6階以下	18m以下	準都市計画区域		5階以下	15m以下	その他の地域		4階以下	13m以下	<p>太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出した高さとならないよう高さを2.1m(付帯施設含め8m)とする。とし、八面山の稜線への眺望に配慮する</p>
	用途地域名				高さの最高限度の目安																									
			階数	高さ																										
	都市計画区域	第1種低層住居専用地域	3階以下	10m以下																										
		商業地域	10階以下	30m以下																										
		その他の用途地域	5階以下	15m以下																										
		無指定地域	6階以下	18m以下																										
	準都市計画区域		5階以下	15m以下																										
	その他の地域		4階以下	13m以下																										
<p>色彩素材</p> <p>【P20】 【P21】 【P22】</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> マンセル値により以下の色彩とする。さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着いた色彩・素材とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th rowspan="2">R(赤)~Y(黄)</th> <th colspan="2">その他の色相</th> </tr> <tr> <th>GY(黄緑)</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>城下町エリア</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td>原則使用不可</td> </tr> <tr> <td>用途地域内 市街地エリア 臨海工業エリア 沿岸エリア 郊外住宅エリア 古代遺跡エリア</td> <td>4以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2以下</td> </tr> <tr> <td>用途地域外 郊外田園エリア 山国川水系・ 名勝耶馬溪エリア 中山間エリア 森林保全エリア</td> <td>3以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	R(赤)~Y(黄)	その他の色相		GY(黄緑)	他	城下町エリア	4以下	2以下	原則使用不可	用途地域内 市街地エリア 臨海工業エリア 沿岸エリア 郊外住宅エリア 古代遺跡エリア	4以下	2以下		用途地域外 郊外田園エリア 山国川水系・ 名勝耶馬溪エリア 中山間エリア 森林保全エリア	3以下	2以下		<p>・太陽光発電パネルは低明度かつ低彩度のものを使用し(近似色N1)、低反射でできるだけ模様が目立たないものを使用する。</p> <p>・フレームは、パネル部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。</p> <p>・パワーコンディショナー等の設備は周辺景観と調和した色彩とし、引込柱は中山間エリア基準色のダークブラウンとする。</p> <p>※フェンス等の基本色、周辺景観と調和すること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td>城下町エリア、</td> <td>ダークブラウン 10YR 2.0/1.0</td> </tr> <tr> <td>市街地～ 古代遺跡エリア</td> <td>グレーベージュ 10YR 6.0/1.0</td> </tr> <tr> <td>郊外田園～ 森林保全エリア</td> <td>ダークブラウン 10YR 2.0/1.0</td> </tr> </tbody> </table>	城下町エリア、	ダークブラウン 10YR 2.0/1.0	市街地～ 古代遺跡エリア	グレーベージュ 10YR 6.0/1.0	郊外田園～ 森林保全エリア	ダークブラウン 10YR 2.0/1.0				
色相	R(赤)~Y(黄)			その他の色相																										
		GY(黄緑)	他																											
城下町エリア	4以下	2以下	原則使用不可																											
用途地域内 市街地エリア 臨海工業エリア 沿岸エリア 郊外住宅エリア 古代遺跡エリア	4以下	2以下																												
用途地域外 郊外田園エリア 山国川水系・ 名勝耶馬溪エリア 中山間エリア 森林保全エリア	3以下	2以下																												
城下町エリア、	ダークブラウン 10YR 2.0/1.0																													
市街地～ 古代遺跡エリア	グレーベージュ 10YR 6.0/1.0																													
郊外田園～ 森林保全エリア	ダークブラウン 10YR 2.0/1.0																													
<p>外壁</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</p>	<p>同上</p>																												
<p>眺望</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 中津城や八面山の稜線などへの眺望に配慮した形状となるよう努める。</p>	<p>同上</p>																												
<p>外壁・屋根・塀等の各壁面のアクセント色</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 外壁、屋根、塀等の各壁面のアクセント色は見付面積の20%未満とする。(但し、屋外広告物がある場合はそれを除いた面積の20%未満)</p>	<p>該当なし</p>																												

事項 【ガイドライン頁】	景観形成基準	主に配慮した内容	
建築物・工作物	色彩素材 【P20】	☑ 屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。	該当なし
	【P21】	☑ 中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。	該当なし
	【P22】	☑ 耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。	・耐候性材料を使用する
建築物・工作物	外構 【P23】 【P24】	☑ まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮し、敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、出来る限り緑化に努める。※推奨値；敷地面積の3%以上	・斜面緑化を行い、山林景観に影響がないよう修景する
		☑ 既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。	・クロガネモチやツツジを主とした在来種を採用する
		☑ 塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより地域の景観との調和に配慮するとともに、景観の向上に資するよう努める。	・フェンスは周辺の山林景観と調和するようダークブラウン(10YR2/1)とし、公道に面した位置に植栽をする ※エリアによって基本色があります
		☑ 屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。	・太陽光発電設備、付帯設備が公道の歩行者から直接見えないよう周囲に植栽をする
		☑ 日よけ TENT を設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。	設置しない、該当なし
		☑ 広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。(広告物の総表示面積の50%以上に、景観形成基準に準じた色彩を使用することを推奨します。)	設置しない、該当なし
		☑ 屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。	設置しない、該当なし
		☑ 屋外駐車場は、樹木や花等の緑化により地域の景観の向上に努める。	設置しない、該当なし
		☑ 自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。	設置しない、該当なし
☑ 夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。	夜間照明は落ち着いた色合いとなるよう電球色を使用する		
開発行為、土石類の採取、宅地の造成、その他の土地の形質変更 【P25】	☑ 必要最小限の形質の変更や既存樹木の保全、周辺との調和に配慮した形態・素材の採用、在来種等による緑化等により、開発後の土地の地貌(ちぼう)及び景観が、周辺景観と調和したものなるように配慮する。 ※緑化の推奨値；敷地面積の3%以上	・擁壁の仕上げを自然石風とし周辺景観と調和したものとする。 ・道路に面する部分に在来種(なのみ)を植栽する ・法面に種子の吹付けを施す	
樹木の伐採又は移植 【P25】 【P26】	☑ 伐採・移植する範囲は、周辺景観を著しく損ねることのないようとする。	必要最小限の範囲で施業する	
☑ 伐採される樹林が果たす景観上の役割を考慮し、樹林地の一部を保全又は可能な限り緑化するなど周辺景観との調和に配慮する。	伐採後にヒノキを植樹する		
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵 【P26】	☐ 道路などの公共の場から望見できる部分については、道路側の敷地境界線からできる限り後退した位置や道路などから直接見えない位置への配置、植栽や塀による遮蔽、積み上げ高さを低く抑えるなどにより、公共の場からの眺望に配慮する。		

記入例

色彩計画書（建築物・工作物に係る行為について添付すること。）

対 象 事 項		仕 上 げ （ 材 料 ・ 方 法 ）		色 彩 計 画		
				色相	明度	彩度
建 築 物 等 の 外 観 の 色 彩	屋 根	パワーコンディショナー		10YR	6	1
	外 壁	パワーコンディショナー		10YR	6	1
	自動販売機	なし				
	塀・擁壁等	フェンス		10YR	2	1
	その他	パネル		N	1	
		架台		10YR	2	1
		引込柱		10YR	2	1
アクセント色 （※1）	なし					
ア ク セ ン ト 部 分 等 の 面 積	ア ク セ ン ト 部 分 の 面 積		見 付 面 積（屋外広告 物を除く。）		基 準 見 付 面 積（※2） ×10%、 20%	
	東 立 面					
	南 立 面					
	西 立 面					
	北 立 面					
	屋 根 面					

備考

- 1 アクセント色は、建築物、工作物、附帯施設の屋根、外壁等に色彩基準以外の色を使用する場合に記入すること。
- 2 アクセント色の使用範囲は、屋外広告物を除いた各見付面積に以下の率を乗じた面積とする。
 - ・中津城周辺景観形成地区及び景観形成重点地区 1 / 10
 - ・上記地区を除く、大規模な行為届出地区又は特定施設届出地区 1 / 5
- 3 複数の建築物・工作物が設置される場合については、同一敷地内にある建築物・工作物・附帯施設の各方面から見える部分を合計した見付面積とする。